七　無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
八　飛行の方法に応じたリスクの分析及び評価の結果を踏まえて講ずる措置に関する事項（法第百三十二条の八十六第三項の承認を受けようとする場合に限る。）
九　その他参考となる事項

（法第百三十二条の八十六第二項から第四項までの規定を適用しない無人航空機の飛行）

第二百三十六条の八十二　法第百三十二条の八十六第五項第一号の国土交通省令で定める場合は、同条第二項第四号及び第五号に掲げる方法による飛行であつて、第二百三十六条の七十六第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当する飛行を行う場合とする。

（削る）

（無人航空機の飛行計画等）

第二百三十六条の八十三　法第百三十二条の八十八第一項本文の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　無人航空機の登録記号及び種類
二　無人航空機の型式（型式認証を受けた型式の無人航空機に限る。以下同じ。）
三　無人航空機を飛行させる者の氏名
四　無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号（無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けている場合に限る。以下同じ。）
五　許可又は承認（法第百三十二条の八十五第二項若しくは第四項第二号の許可又は法第百三十二条の八十六第三項若しくは第五項第二号の承認をいう。以下同じ。）の番号（許可又は承認を受けている場合に限る。）
六　飛行の目的、高度及び速度
七　飛行させる飛行禁止空域及び飛行の方法
八　出発地
九　目的地
十　目的地に到着するまでの所要時間
十一　立入管理措置の有無及びその内容
十二　無人航空機の事故等により支払うことのある損害賠償のための保険契約の有無及びその内容
十三　その他参考となる事項

2　法第百三十二条の八十八第一項の規定による通報は、電磁的方法により行うものとする。

（法第百三十二条の二第一項の規定を適用しない無人航空機の飛行）

第二百三十六条の二十　法第百三十二条の二第二項第一号の国土交通省令で定める場合は、同条第一項第八号及び第九号に掲げる方法による飛行であつて、第二百三十六条の十四第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当する飛行を行う場合とする。

（飛行の方法によらない飛行の承認）

第二百三十六条の二十一　法第百三十二条の二第二項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
二　無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項
三　飛行の目的、日時、経路及び高度
四　法第百三十二条の二第一項第五号から第十号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由
五　無人航空機の機能及び性能に関する事項
六　無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
七　無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
八　その他参考となる事項

（新設）